

(整理番号 416)

大阪地方最低賃金審議会

令和4年度第1回大阪府鉄鋼業最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和4年8月24日(水)
午後3時25分から同4時30分

2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B

3 出席者

| | |
|------------|----|
| 公益を代表する委員 | 2名 |
| 労働者を代表する委員 | 3名 |
| 使用者を代表する委員 | 3名 |

4 議 事

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 議事録への署名廃止について
- (3) 審議の進め方について
- (4) 審議資料について
- (5) 大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

5 議事要旨

- (1) 部会長に村上委員、部会長代理に森委員が選出された。
- (2) 議事録への署名について、廃止することとなった。
- (3) 今年度の大阪府鉄鋼業最低賃金専門部会については、運営規程のとおり会議及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開、審議資料については、専門部会終了後公開とするとの確認が行われた。
- (4) 事務局から専門部会における改正決定の必要性の有無の審議の進め方について説明が行われた。
- (5) 事務局から審議資料について説明が行われた。
- (6) 大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。

- ・ 労働者代表委員からは、厳しい作業環境であっても意欲を持って働く優秀な人材を確保するために鉄鋼産業として魅力的な賃金水準を示すことが必要である等の理由から改正決定の必要性は有りとする主張があった。
- ・ 使用者代表委員からは、令和3年度下期は鉄鋼メーカー各社の紐付価格改善が進んだ一方で、半導体不足や物流停滞等によるサプライチェーンの混乱に新型コロナウイルス変異株による感染再拡大に伴う人手不足も相まって自動車分の生産回復が遅れたこと等があり、国内の鉄鋼需要が減速した等の理由から改正決定の必要性は無しとする主張があった。

(7) 次回は、本日の議論を踏まえ、引き続き審議を進める旨労使双方にて確認され、審議は終了した。